

平成30年度事業計画

第1 総括事項(公益目的事業)

公社は、愛知県内における上下水道施設、環境測定施設及び排水施設等社会インフラの適正かつ効率的な運営管理等を行うとともに、そこで得た知識及び技術を社会に積極的に移転、拡大して、県内の環境保全と公衆衛生の向上及び災害の防止を図り、もって地域の健全な発展に寄与することを目的に、次の事業を行う。

1 評議員会及び理事会の開催

平成29年度事業報告及び決算について審議する定時の評議員会及び理事会を平成30年6月までに開催する他、必要のある場合に、適時に評議員会又は理事会を開催する。

2 監事監査の実施

実施時期	事 項
平成30年5月 (年次監査)	平成29年度事業報告について 平成29年度決算報告について
毎 月	例 月 監 査
毎 四 半 期	四 半 期 監 査

3 職員定数 (平成30年度)

(単位:人)

区 分	人員
総務部総務課	13
下水道部管理課	19
豊川事業所	7
五条川左岸・新川東部・新川西部事業所	11
境川・衣浦西部事業所	15
矢作川・衣浦東部事業所	14
日光川上流・五条川右岸・日光下流事業所	17
環境部管理課	9
豊橋事業所	4
水道緑地部管理課	5
尾張事業所	11
三河事業所	7
海部事業所	23
計	155

第2 下水道部の事業

1 流域下水道施設に関する技術等を活用した事業

(1) 流域下水道の運営管理

愛知県が設置した豊川始め11流域下水道について、長年培った技術力とマネジメント力を基に、指定管理者として以下の方針により管理運営業務に取り組む。また、平成27年3月から一部の流域下水道で県と協同で運用をはじめたアセットマネジメントシステムを、平成29年度に引き続き全流域下水道で運用し、更なる業務の効率化、技術の向上等に努める。

[運営管理方針]

- ・ 関係法令や基準を遵守し、環境保全や公衆衛生に配慮した処理施設の運営管理を実施する。
- ・ 設備の保守点検・調査を実施し、省エネ、コスト縮減を行うとともに、各種修繕について、その手法と優先順位を定め、効率的な管理に努める。
- ・ 地震や集中豪雨などの災害リスクを踏まえ、緊急時の機能確保に継続的に取り組む。
- ・ 設備の老朽化に起因するリスクを踏まえ、コストの平準化・抑制を図り、適切な維持管理を実施する。

平成30年度 流入水量及び汚泥発生量(予定)

浄化センター	流入水量 (千m ³)	汚泥発生量 (トン)
豊川浄化センター	25,099	11,200
五条川左岸浄化センター	25,563	16,700
境川浄化センター	58,234	46,000
衣浦西部浄化センター	19,597	19,400
矢作川浄化センター	83,729	66,700
衣浦東部浄化センター	8,524	8,500
日光川上流浄化センター	13,744	12,200
五条川右岸浄化センター	8,456	7,600
新川東部浄化センター	3,690	3,700
日光川下流浄化センター	5,819	4,100
新川西部浄化センター	1,135	1,100
合計	253,590	197,200

※汚泥発生量は脱水ケーキベース

(2) 汚水及び汚泥処理方法の調査研究

効率的な維持管理やコスト縮減に資するため、汚水処理及び汚泥処理に関する各種の調査研究を行う。

[予定している調査研究テーマ]

- ・ 「運転管理によるエネルギー削減手法の検討に関する調査」
- ・ 「再利用水配管の劣化状況と材質に関する調査」

2 下水道に関する技術及び知識の普及・啓発、技術支援事業

(1) 下水道知識等の普及・啓発活動

下水道の適正利用を推進し、理解と関心を深めてもらうことを目的に、下水道の必要性、汚水処理の仕組みの説明、処理を担う微生物の観察や水質測定の実験などをわかりやすく、親しみやすい内容とする工夫をし、効果的な普及啓発活動を実施する。

- ・ 処理場見学
- ・ 夏休み親子下水道教室（7、8月開催）
- ・ 県に協力し、小学校へ出向して行う「下水道出前講座」
- ・ 外部イベント（各流域下水道ごとに県や市町の行う各種イベントに参加協力）
- ・ 各種パンフレットの作成、配布

(2) 下水道科学館の運営

愛知県が下水道の普及を目的として稲沢市内に設置した愛知県下水道科学館（愛称メタウォーター下水道科学館あいち）について、アクティオ（株）との共同体にて、指定管理者として運営管理を行う。ボランティア団体、ネーミングライツパートナーと連携しながら、来館者が下水道及び水環境の重要性について関心が持てる展示案内を行うとともに、イベントの企画・開催、ビオトープの一般開放等により魅力あふれる施設運営を行う。

(3) 下水道研究報告会・下水道技術講習会の開催等

県内の下水道関係者の技術力向上などを目的に、次に掲げる事業を行う。

- ・ 下水道研究報告会（7月頃）
- ・ 下水道技術講習会（1月頃）
- ・ 下水道技術研修会（各事業所及び本社）
- ・ 下水道協会等の開催する下水道関係研修会への講師派遣

(4) 自治体下水道事業への技術支援

愛知県が施工する処理場等工事の設計・施工に係る技術的な支援協力を行うとともに、市町の行う事業場等の水質分析や排水監視等に関する助言等を行う。

また、下水道管理者として市町のかかえる施設管理等の種々の課題について、その解決のため、愛知県等と連携し支援協力を行う。

第3 環境部の事業

1 大気汚染測定局の運営管理事業

大気汚染防止法に基づき、愛知県が設置した大気汚染測定局51局の測定機器等の保守点検、修復、データ照合及び異常時の措置対応等の各業務を適正に行う。

なお、大気汚染の測定結果は、愛知県等の環境保全施策や汚染防止対策等の基礎資料や環境基準の適否の評価資料として、さらに即時データは大気汚染防止法に基づく愛知県等の緊急時の措置の判断資料として活用される。

管理測定機器数

二酸化硫黄計	浮遊粒子状物質計	窒素酸化物計	オキシダント計	気象計・風向風速計
12	51	51	45	48
一酸化炭素計	炭化水素計	微小粒子状物質計	合計	
3	11	24	245	

2 豊田環境保全センター跡地汚水処理施設運営管理事業

愛知県が設置した豊田環境保全センター跡地汚水処理施設の運営管理及び放流水の試験検査等の業務を適正に行う。

これにより、同施設の稼働による環境汚染を防止し、ひいては周辺地域の公共用水域と地下水の水質保全並びに生活環境の保全を図る。

放流水等試験検査件数

施設放流水検査	周辺地下水検査	汚水原水検査	籠川原水検査
123	56	45	24
周辺民家井水検査	汚泥溶出検査	合計	
66	7	321	

3 大気環境及び水環境保全に関する技術及び知識の普及啓発事業

環境保全に関する知識の普及を図るため、当法人として環境保全を目的とした活動をホームページに掲載する。

また、愛知県の協力を得て、大気汚染測定局の施設公開等の啓発事業を行う。

第4 水道緑地部の事業

1 水道施設等運営管理事業

県営の水道用水供給事業及び工業用水事業の水源及び水道施設に関連する業務を実施する。

(1) 機器点検・測定業務

浄水場や管路等に設置された水道設備が正しく動作するよう、水質計器及び無停電電源装置の点検並びに電食防止設備の点検測定を実施する。

	設 備	内 訳	設 置 施 設
点 検	水 質 計 器 (360台)	濁度計84台、PH計104台、残塩計96台、他76台	高蔵寺浄水場 始め73施設
	無停電電源装置 (456台)	充電装置198台、蓄電池198台、インバータ60台	高蔵寺浄水場 始め147施設
	電食防止設備 (419基)	整流器340基、排流器31基、ボンド48基	管路968km
測 定	電食防止設備 (2,750箇所)	管対地電位2,543箇所、陽極発生電流207箇所	

(2) 佐布里水源の森関連業務

水源水質及び希少植物の保全のため、佐布里池周辺の草刈等の環境整備を実施する。

業 務 内 容	数 量	内 訳
草刈・寄植剪定・伐竹	166,074m ²	草刈158,148m ² 、寄植剪定4,500m ² 、伐竹3,426m ²
樹木剪定・植栽撤去	120本	樹木剪定70本、植栽撤去50本
希少植物保全管理	1式	
ダム周辺清掃	56,400m ²	
水の生活館清掃	1式	

2 排水機場等運営管理事業

愛知県が設置した6排水機場及び日光川水こう門の運転操作及び点検整備を実施する。

施 設 名	施 設 内 容
日光川排水機場	排水機 50m ³ /秒×1台、25m ³ /秒×2台
日光川河口排水機場	排水機 75m ³ /秒×2台
蟹江川排水機場	排水機 30m ³ /秒×1台、12m ³ /秒×1台、10m ³ /秒×1台
筏川排水機場	排水機 4.0m ³ /秒×2台、2.5m ³ /秒×2台
西中野排水機場	排水機 13.75m ³ /秒×4台
尾西排水機場	排水機 10m ³ /秒×2台、7.5m ³ /秒×2台
日光川水こう門	水門×4門、こう門×1門

3 水道及び排水施設に関する技術及び知識の普及・啓発事業

(1) 水道知識の普及

市町水道職員への水道知識の普及を目的に、水道の課題等に関する講演会及び水道技術に関する基礎研修会を開催する。

時期	実施事項		対象者及び対象地域	
5月	電気防食研修会		県企業庁等の水道職員	
6月	講演会		市町の水道職員等	愛知県内
8月				
10月	水道技術基礎研修会 (2回)	講義研修	市町の若手水道職員	愛知県内
		実習研修		

(2) 水道に関する啓発

県民に水道の大切さや水源保全について理解を深めてもらうため、県等関係機関と連携して、啓発チラシやボトルウォーターを配布するなどの啓発活動を行う。

時期	実施場所	イベント	啓発対象者
5月	県内5箇所	水道週間	イベント等来場者及び通勤・通学客
10月	豊田市	矢作川清掃活動	参加した地域住民
3月	知多市	佐布里池梅まつり	水の生活館来館者

(3) 水害に関する啓発

県民に水害の脅威への意識を高め、その対策への理解を深めてもらうため、排水機場の見学者に対し、排水機場及び水こう門が果たす役割や水害に対する知識の啓発を行う。